

子どもに関する施設等における虐待通報窓口

令和7年10月1日に児童福祉法が改正されたことにより、子どもに関する施設職員によって虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の通報義務の対象施設が拡大されました。

子どもに関する施設種別ごとの虐待通報窓口を掲載したページへのリンクをまとめましたので、

子どもに関する施設職員による虐待、不適切な対応や、疑わしい行為を発見した際は、以下のリンクから該当の施設を所管する担当課まで速やかにご連絡ください。

「あれ、おかしいな？」という行為を見かけた際の相談でも大丈夫です。ためらわずにご連絡ください。

※ 家庭における子どもへの虐待などについては、[「子どもの虐待に関する相談・通告窓口」](#)のページをご参照の上、ご相談ください。

保育施設等 ※ 「公園で見かけた」等施設種別が分からない場合もこちら

幼稚園（区立）、認定こども園（区立）

幼稚園（私立）、幼稚園型認定こども園（私立）

ほっとステイ

社会的養護関係施設等

児童館、新BOP、学童クラブ

赤ちゃん・子どものショートステイ、トワイライトステイ

児童育成支援拠点事業

母子生活支援施設

お問い合わせ先

電話番号：上記お問い合わせ先参照

ファクシミリ：上記お問い合わせ先参照

世田谷区 法人番号 1000020131121

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話番号 03-5432-1111（代表）

ファクシミリ 03-5432-3001（広報広聴課）

Copyright © Setagaya City. All rights reserved.